

入 札 説 明 書

指定自動車教習所職員講習業務委託

(令和 7 年 4 月 24 日付け公告分)

京都府警察本部総務部会計課

指定自動車教習所職員講習業務委託に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年4月24日

2 契約担当者

京都府警察本部長 吉越 清人

3 契約担当者

担当部局

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課出納係 電話075-451-9111 内線2217

4 入札に関する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

ア 委託業務の名称

指定自動車教習所職員講習業務 一式

イ 数量

(ア) 教習指導員 260人

(イ) 技能検定員 380人

(ウ) 副管理者 110人

(2) 委託業務の仕様等

別添「指定自動車教習所職員講習業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日までの間

（ただし、講習実施期間は令和7年7月1日から令和8年1月31日までの間）

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 業務担当課・係

交通部運転免許試験課教習所係

電話075-631-5181 内線 452

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次のいずれかの業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ているものであること。

ア 大分類「イベント企画・運営」－小分類「研修等」

イ 大分類「その他」－小分類「その他」

(3) 4の(1)のアの業務を確実に履行することができると認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終

日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

- (5) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する京都府公安委員会が認めるものであること。

※ (1)～(4)の審査担当課・係

3に同じ。

(5)の審査担当課・係

4の(5)に同じ。

6 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

令和7年4月24日（木）から令和7年5月7日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。）

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認資料

日本語で記載された次の書類を提出すること。

なお、エに掲げる書類については、4の(5)の場所に問合せの上、入手すること。

ア 確認申請書

イ 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

ウ 契約実績証明書（任意）

エ 資格要件確認申請書及び添付書類

(3) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(4) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 確認結果通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名（住所、氏名等）を記入した長3封筒（横12cm×縦23.5cm）に760円（速達・簡易書留料）切手を貼って提

出すること。

7 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月22日（木）午前11時00分

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「指定自動車教習所職員講習業務委託入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 確認結果通知又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、質問書により入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。

ア 質問書の提出期間

令和7年5月7日（水）まで

イ 質問書の提出先

3に同じ。

ウ 回答

令和7年5月20日（火）までにファクシミリ等により回答する。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書及び確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書及び確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札

キ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上で入札した者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(11) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 契約書作成の要否

要する。（別紙「委託契約書（案）」により作成するものとする。）。

10 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

12 その他

この入札の実施については、1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。